

議案第五十八号

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成十一年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の表に次のように加える。

港区立桜田公園自転車駐車場	東京都港区新橋三丁目十六番十五号	自転車
港区立広尾駅自転車駐車場	東京都港区南麻布五丁目一番二十五号	自転車
港区立麻布十番駅自転車等駐車場	東京都港区麻布十番一丁目四番十四号	自転車等

付 則

(施行期日)

1 この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 港区立桜田公園自転車駐車場、港区立広尾駅自転車駐車場及び港区立麻布十番駅自転車等駐車場の利用に係るこの条例による改正後の港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十九条の規定による区長の承認は、第十五条第二項の表に次のように加える改正規定の施行の日前においても行うことができる。

3 港区立桜田公園自転車駐車場、港区立広尾駅自転車駐車場及び港区立麻布十番駅自転車等駐車場について、区長は、改正後の条例第十九条の規定による承認を行った日から改正後の条例第三十三条第二項の規定により指定管理者を指定するまでの間、改正後の条例別表第二に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

4 前項の場合にあつては、改正後の条例第二十一条第一項、第五項及び第六項、第二十二条並びに第二十三条の規定を準用する。この場合において、改正後の条例第二十一条第一項中「第三十三条第二項の規定による指定を受けた者（以下この条から第二十三条までにおいて「指定管理者」という。）」とあるのは「区長」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第二十一条第五項中「指定管理者」とあるのは「区

長」と、「利用料金を毎月末日までに、一時利用の場合については所定の利用料金を利用を開始するとき」とあるのは「使用料を毎月末日」と、同条第六項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十二条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十三条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。

(説明)

桜田公園自転車駐車場、広尾駅自転車駐車場及び麻布十番駅自転車等駐車場を設置するため、本案を提出いたします。